

令和2年1月10日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局産業廃棄物対策課長  
(〒730-8511広島市中区基町10-52)

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の  
拡大に係る関係法令等の改正について（通知）

県行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から、別紙のとおり通知がありました。

今般の関係法令等の改正により、ポリ塩化ビフェニル（PCB）濃度が5,000mg/kg を  
超え100,000mg/kg 以下の橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染  
物等は、低濃度PCB廃棄物と位置付けられ、処分期間は令和9年3月31日までとなると  
ともに、無害化処理認定制度の対象に追加されました。

これにより、新たに低濃度PCB廃棄物となるPCB濃度が5,000mg/kg を超え  
100,000mg/kg 以下の可燃性の汚染物等は、JESCOではなく、新たに認定又は許可を  
受けた処理施設において処理することとなりますので、ご承知ください。

については、貴会員に周知いただくようお願いいたします。

【環境省HP上の関連資料掲載場所】

- ・ 無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正に  
ついて

<http://www.env.go.jp/press/107555.html>

担当 適正処理グループ

電話 082-513-2963

(担当者 小西)